

# 栃木県警察署協議会運営要綱の制定について

(平成13年5月29日)

(栃総第5号・栃務第9号・栃会第3号・栃生企第8号・栃捜一第10号・栃交企第8号・栃備一第8号栃木県警察本部長通達)

このたび、栃木県警察署協議会運営要綱(以下「要綱」という。)を制定し、平成13年6月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

## 記

### 1 制定の趣旨

警察署協議会(以下「協議会」という。)が各警察署に設置され、平成13年6月1日から運用が開始されることから、その効果的な運営を図るために必要な事項について定めるものである。

### 2 要点

- (1) 協議会の委員(以下「委員」という。)の委嘱、解嘱等の事務の手續について定めた。
- (2) 協議会からの意見、要望その他の申出(以下「意見等」という。)に対する措置及び議事概要の公表等について定めた。
- (3) 委員の公務災害に関する手續について定めた。

### 3 協議会制度の趣旨

- (1) 協議会は、警察署長(以下「署長」という。)が、警察署の業務運営に民意を反映させるため、その在り方について住民等(管轄区域内の住民、管轄区域内に通勤等をする者及び管轄区域内に事務所を置き営業等の活動を行う事業者をいう。以下同じ。)の意見を聴くための機関であるとともに、署長が警察署の業務運営について住民等に説明し、その理解と協力を求める場である。
- (2) 協議会は、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、署長の諮問に応ずるとともに、署長に対して意見を述べる機関である。よって、署長は、協議会の意見に拘束されるものではないが、協議会の設置目的及び役割の重要性にかんがみ、当該意見を十分尊重するよう努めなければならない。

### 4 解釈及び運用上の留意事項

#### (1) 候補者の推薦

委員は、栃木県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が委嘱するが、警察は、公安委員会を補佐する立場から、委員の候補者の参考資料の提出等を行うこととなる。

署長は、協議会の設置目的及び役割の重要性を十分に認識し、管轄区域内の状況を踏まえ、当該資料を作成の上、警察本部長に報告すること。

なお、委員の候補者については、地域における安全に関する問題に日常的にかかわりをもつ団体等の関係者のうちから、その地域における安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい者を選挙する必要があるが、その推薦に当たっては、次の点に留意すること。

ア 特定分野に偏ることのないようにすること。

警察署の業務運営に対する意見が特定の分野に偏重することを避けるため、委員が特定の居住地、所属組織、年齢層等に偏り、又は固定化することのないようにすること。また、女性の登用を積極的に推進すること。

イ 原則として居住地、勤務先又は主たる活動地域が当該警察署の管轄区域内に存在すること。

協議会が、警察署の業務運営に民意を反映させるため、その在り方について住民等の意見を聴くための機関であることに鑑み、委員にあっては、当該警察署の管轄区域との関連性が前提とされるべきである。

ウ 地域を代表してその意向を表明するにふさわしい者であること。

委員にあっては、地域を代表してその意向を表明するにふさわしい者であって次の要

件を満たしていること。

(ア) 人格及び行動について、社会的信望を有していること。

(イ) 警察業務への理解及び職務の遂行に必要な熱意を有すること。

(ウ) 会議への出席が十分見込まれること。

(2) 委員の再任

委員の再任については、民意を幅広く警察業務に反映させる要請と協議会の安定性、継続性の確保という要請との調和を図る観点から検討すること。

(3) 委員の解嘱

委員に、規程第3条第1項各号に該当する非行、又は特別な理由がある場合で、当該第1号の刑罰とは、懲役、禁固、罰金、拘留、科料等をいい、また当該第3号は、心身の故障その他の理由により、職務の遂行に支障がある場合とする。

(4) 補欠の委員の推薦

補欠の委員の選出については、欠けた委員の所属していた団体等にとらわれず、その時点における委員の構成等を踏まえ、幅広く検討して推薦すること。

(5) 意見等に対する措置

署長は、協議会から意見等を受理した場合は、その意見等を尊重すること。

(6) 議事概要の公表等

ア 協議会における率直な意見交換の確保の観点から、会議は非公開とする。

イ 署長は、議事概要のほか協議会が公表することが適当と判断した協議会に関する事項について、警察署において閲覧に供するよう必要な措置をとるほか、各種広報媒体を利用して公表するよう努めること。

(7) 災害の報告

「公務災害等」とは、公務又は通勤により生じた負傷、疾病、身体障害又は死亡をいう。

別添

栃木県警察署協議会運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察署協議会(以下「協議会」という。)の委員の委嘱等の手続その他協議会の効果的な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 候補者資料の作成と報告

1 警察署長(以下「署長」という。)は、栃木県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が委員を委嘱するに当たり、管轄区域内の住民等及び自治体、学校その他その業務上地域における安全に関する問題に日常的にかかわりをもつ団体等の関係者のうちから、その地域における安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい者を人選し、警察署協議会委員候補者報告書(別記様式第1号)により警察本部長(以下「本部長」という。)に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた本部長は、当該資料を公安委員会に提出するものとする。

第3 就任の依頼

1 署長は、公安委員会から委員として委嘱することを決定した者(以下「委嘱予定者」という。)について通知を受けた時は、委嘱予定者に対し、協議会の趣旨の説明と委員就任の依頼を行うものとする。

2 署長は、前項の依頼を行うに当たり必要がある場合は、当該委嘱予定者の属する機関、団体、事業所等の責任者に委嘱に関し、同意を求めるものとする。

第4 委嘱状の交付

署長は、公安委員会から栃木県警察署協議会規程(平成13年栃木県公安委員会規程第3号。以下「規程」という。)第2条に定める委嘱状の送付を受けたときは、委嘱予定者に交付するものとする。

第5 名簿の作成

署長は、委嘱状を交付したときは、警察署協議会委員名簿(別記様式第2号)を作成(正本及び副本2部)し、正本を公安委員会に、副本1部を警務部総務課長(以下「総務課長」という。)を経由して警察本部長に送付するほか、副本1部を警察署において保管するものとする。

第6 再任

第2から第5の規定は、委員の再任の手続について準用する。

第7 解嘱

1 署長は、委員に、規程第3条第1項各号に該当する非行、又は特別な理由がある場合は、

解嘱上申書(別記様式第3号)により、公安委員会に解嘱の上申をするものとする。この場合において当該第1号の刑罰とは、懲役、禁固、罰金、拘留、科料等をいい、また当該第3号は、心身の故障その他の理由により、職務の遂行に支障がある場合とする。

2 署長は、公安委員会から規程第3条第1項に定める解嘱状の送付を受けたときは、当該委員に対し、速やかに交付しなければならない。ただし、所在不明その他の理由により解嘱状を交付できない場合は、この限りでない。

#### 第8 辞職

1 署長は、委員から辞職の申出があったときは、速やかに公安委員会に報告するとともに、当該委員に対し、辞職願を作成させ、公安委員会に送付するものとする。

2 署長は、公安委員会から規程第3条第2項に定める辞職承認書の送付を受けたときは、当該辞職をする委員に対し、速やかに交付しなければならない。ただし、当該委員が所在不明その他の理由により交付することができない場合は、この限りでない。

#### 第9 補欠の委員の選出

第2から第5までの規定は、委員が欠けた場合における補欠の委員の選出の手続きについて準用する。

#### 第10 地域住民等に対する周知

署長は第4及び第6から第9までの規定により、委員に異動があったときは、警察署協議会委員名簿に整理しておかなければならない。

#### 第11 意見等に対する措置

署長は、協議会から意見、要望その他の申出(以下「意見等」という。)を受理した場合は、これを尊重し、警察署の業務運営に反映させるように努めなければならない。

#### 第12 会議の概要の公表等

1 署長は、協議会の運営が透明性及び公開性をもって行われるよう配慮しなければならない。

2 署長は、協議会の会議が終了したときは、速やかに会議の内容を取りまとめ、警察署協議会会議録(別記様式第4号)を作成するとともに、その写し2部を総務課長を經由して本部長に報告するものとする。

3 総務課長は、署長から警察署協議会会議録の写しの送付を受けたときは、1部を警務部県民広報相談課長に送付するものとする。

4 総務課長及び署長は、会議の概要について、プライバシーにわたる発言等を除き、警察だよりその他の広報媒体により、積極的に公表するよう努めるものとする。

#### 第13 災害の報告

署長は、委員に係る公務災害等の発生を認知したときは、警察署協議会委員に係る災害発生報告書(別記様式第5号)により、速やかに本部長に報告するものとする。

#### 第14 報酬等の支払い

1 規程第4条及び第5条の規定に基づく委員への報酬及び費用弁償の支給日は、翌月7日とし、これにより難しい事情のある月については、警察本部長が毎年定める「非常勤嘱託員の報酬及び臨時的任用職員等の賃金の支給について」に基づくものとする。

2 報酬及び費用弁償は、委員からの申し出がある場合は、口座振替の方法により支給することができる。

#### 第15 庶務

1 協議会に係る事務は、警察本部にあっては、警務部総務課において、警察署にあっては、警務課において行う。

2 総務課長は、協議会が効果的に運営されるように、関係する所属長と連携を図るものとする。